

第20回農業委員会総会議事録

令和元年8月6日(火)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第74号から第77号)
日程第4 議事(議案第70号から第72号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 5 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 なし

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 74 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 75 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第 76 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 77 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 70 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 71 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	西尾 哲
主 査	青木 克憲	主 任	吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第20回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「22番 堀委員」「23番 水上委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第74号の説明）

議長（舟木会長）

報告第74号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第75号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第75号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第76号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第76号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

宮下委員

報告第75号の農地法第4条第1項第7号の届出の一覧には農地区分の欄があったが、報告第76号の農地法第5条第1項第6号の一覧には農地区分の欄が無い。必要ないのか。

事務局(青木)

市街化区域内の案件なので必要の無い項目である。今後の案件では削除したい。

議長(舟木会長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第77号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第77号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

砂原委員

〇〇の代表理事は3月で代わっているはずである。

事務局(青木)

利用権設定時の名前になっています。

議長(舟木会長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第70号説明・表決)

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第70号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の5ページをご覧ください。

今回は1件ございます。

【議案第70号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

佐伯委員

譲渡人の住所が報告第77号の一覧にある住所と違うのはなぜか。

事務局（青木）

利用権の解約時と3条の申請時で住所が変わったためである。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第70号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第70号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第71号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第71号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書6ページの議案第71号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第71号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員

議案第71号の1番について説明します。

申請人は現在〇〇に在住していますが、申請地に隣接する土地は、代々の先祖を安置する墓地となっています。また、同じく隣接する土地は地元集落の墓地となっており、この一角は集落の人々にとって大切な場所です。このたび、申請地を地元ゆかりの方々の集う公園として整備したいと考え、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2番については稲垣委員より説明をお願いします。

稲垣委員

議案第71号の2番について説明します。

申請人は〇〇市内のアパートで妻と子の3人で暮らしています。

アパートが手狭であることや老後の両親の世話をするため、候補地を検討したところ、実家に隣接する父が所有の申請地で建築することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

松山委員

1番の件について、隣接地が墓地ということで、いずれは墓地を広げよう
としているのではないか。

事務局（青木）

公園に転用した後、いずれは墓地にするのではないかとのことですが、墓
地に関しては別の法律があり、勝手に墓地にすることはできない。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第71号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相
当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第71号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送
付することに可決されました。

（議案第72号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第72号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮
りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1件
です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（舟木会長）

この農地は今まで耕作されていたのか。

事務局（矢野）

更新期間が過ぎてしまい、空白期間があったので新規扱いとした。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第72号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。
よって、議案第72号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって第20回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時38分

その他報告事項

農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

農業委員会視察研修の清算について

令和元年度農地利用状況調査について

農業委員会活動記録簿（令和元年7月～8月分）について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 9月6日（金）午後2時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・農業委員会業務必携
- ・のうねん7月号

第二十回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和元年八月七日
至 令和元年八月三十日